

(令和7年10月版)

介護サービス事業者 自主点検表

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
電話番号	
電子メールアドレス	
法人の名称	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

田辺市 やすらぎ対策課 指導係

<< 留意事項 >>

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の省令、条例、通知等に基づき作成しています。
この自主点検表を用いて**事業者自身が、**
・**自らのサービスの提供体制及び運営状況** ・**サービス費用の算定方法等についての点検・評価を行う**ことにより、
各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

- 【自主点検の実施時期】 ◆ 最低でも年1回実施し、事業者自らが必要な時期に点検を行ってください。
- 【自主点検を行う者】 ◆ 自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に複数の者で行うこととしてください。
- 【点検方法】 ◆ 各項目の「評価事項」に対して、次の区分により「評価」欄に自主点検した結果を記入してください。

できている	○
一部できている	△
できていない	×
該当なし	=

※ 評価事項内にチェックボックス(□)を設けている項目については、あてはまるものについてレ点を入れ(☑)、自主点検する際に活用してください。

- 【点検後の対応等】 ◆ 点検を行った結果、評価欄が「△」または「×」に該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。
- ◆ 人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかにやすらぎ対策課指導係まで連絡をしてください。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。
- 【点検結果の共有】 ◆ 点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業員と共有し、サービスの質の向上に活用してください。
- 【点検結果の保管】 ◆ 作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 根拠法令等

介護保険事業者は、自らの責任において関係法令等を確認、遵守し運営を行わなければなりません。

「地域密着型通所介護」の運営に際し、遵守すべき主な厚生労働省令、田辺市条例、通知等は以下のとおりです。

法	… 介護保険法（平成9年12月17日号外 法律第123号）
法施行規則	… 介護保険法施行規則（平成11年3月31日号外 厚生省令第36号）
基準省令	… 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日 号外厚生労働省令第34号)
予防基準省令	… 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日 号外厚生労働省令第36号)
基準解釈通知	… 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）
市条例	… 田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（平成25年3月29日 条例第35号）
市施行規則	… 田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日 規則第14号）
市規則	… 田辺市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則（平成18年3月31日 規則第19号）
報酬告示	… 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日 厚生省告示第126号）
予防報酬告示	… 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日 厚生省告示第128号）
報酬解釈通知	… 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

※ 上記以外の根拠法令等は、根拠法令等の名称を記載しています。

第1 基本方針

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
1 基本方針	1 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。		基準省令第89条	
	2 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。		予防基準省令第69条	
	3 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。		基準省令第3条第1項 予防基準省令第3条第1項	
	4 指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。		基準省令第3条第2項 予防基準省令第3条第2項	
	5 (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。		基準省令第3条第3項 予防基準省令第3条第3項	
	(2) 人権擁護推進員を任命しているか。		市施行規則第4条	・人権擁護推進員の任命に関する書類
	6 指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ※指定地域密着型サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等(「科学的介護情報システム(LIFE)」など)を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。		基準省令第3条第4項 予防基準省令第3条第1項 基準解釈通知第3-1-4(1)	

第2 人員に関する基準

○ 従業者の員数	1ユニット 介護従事者		2ユニット 介護従事者		3ユニット 介護従事者		計画作成担当者		備考
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤								
	非常勤								
	常勤								
	非常勤								
	常勤								
	非常勤								
	常勤換算後の人数（人）								
利用定員（人）						/		備考	
○ 常勤職員の勤務すべき時間	【 】時間/1週間 ※ 32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。							備考	
○ 利用者の生活時間帯	日中の時間帯		: ~ : (時間 分)					備考	
	夜間及び深夜の時間帯		: ~ : (時間 分)						

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
1 従業員の員数	(1) 介護従業者		基準省令第90条 予防基準省令第70条 基準解釈通知第3-5-2 (1)	・勤務実績表/タイムカード ・勤務形態一覧表 ・地域密着型通所介護記録 ・職員履歴書 ・資格証(修了証) ・雇用契約書 ・病院等との契約関係書類 (連携による配置基準緩和の場合) ・辞令 ・利用者名簿 ・雇用保険関係書類 ・健康保険等関係書類 ・就業規則 等
	①共同生活住居ごとに夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に介護従業者を、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上を満たしているか。			
	利用者 () 人 ÷ 3 = () ≤ () 人 ※利用者の数は、前年度の平均値とする。			
	②共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて介護従事者を1以上(宿直勤務を除く。)としているか。() 人			
	ただし、共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯の介護従業者の員数は2以上			
	③介護従業者の内1以上のものは常勤となっているか。			
	④併設している場合、以下の方法で人員基準を満たしているか。			
	指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前三項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第一百七十一条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。			
	⑤介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であるか。			
	(2) 計画作成担当者			
	①事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。			
	(専従 ・ 兼務) ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。			
	②前項の計画作成担当者は、必要な研修を修了しているか。			
	③計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てているか。			
	※ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができ、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。			
	④前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。			
	⑤介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。			
	⑥指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			

自主点検項目	評 価 事 項	評 価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
2 管理者	1 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。		基準省令 第91条 予防基準省令 第71条 基準解釈通知 第3-5-2 (2)	
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切か。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該事業所内で他の職種と兼務している場合はその職種名 () ・他事業所と兼務している場合は、事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所 () 職種名 () 勤務時間 ()			
	2 管理者は、必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているか。			
3 代表者	1 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。		基準省令 第92条 予防基準省令 第72条 基準解釈通知 第3-5-2 (3)	

第3 運営に関する基準

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)														
1 内容及び 手続の説明及び同意	1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百二条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ※ 運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項等、利用申込者がサービスを利用するために必要な事項が含まれていること。		基準省令第3条の7第1項 第3条の7第2項 予防基準省令第11条第1項 基準解釈通知第3-1-4（2）	・重要事項説明書(利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・内容及び手続きの説明の理解にかかる利用申込者の署名文書														
	2 （介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、次の事項について、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧にを行い、それを理解したことについて署名を得ており、署名を得た日付を明らかにしているか。 <table><tr><td>①</td><td>運営規程の概要(目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法、非常災害対策など)</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>介護従業者の勤務体制</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>事故発生時の対応</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>苦情処理の体制</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無) 実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等</td><td>☐</td></tr></table>	①	運営規程の概要(目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法、非常災害対策など)	☐	②	介護従業者の勤務体制	☐	③	事故発生時の対応	☐	④	苦情処理の体制	☐	⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無) 実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等	☐	基準省令第3条の7第1項 予防基準省令第11条第1項 基準解釈通知第3-1-4（2）	・利用契約書 等
	①	運営規程の概要(目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法、非常災害対策など)	☐															
②	介護従業者の勤務体制	☐																
③	事故発生時の対応	☐																
④	苦情処理の体制	☐																
⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無) 実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等	☐																
3 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって電磁的方法により提供することができるか。		基準省令第3条の7第2項 予防基準省令第11条第2項	・依頼文書等															
2 提供拒否 の禁止	1 正当な理由なく（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を拒否していないか。 （正当な理由） ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することが困難な場合 提供拒否の事例があれば記入。		基準省令第3条の8第1項 予防基準省令第12条 基準解釈通知第3-1-4（3）	・利用申込受付簿等														
3 受給資格 等の確認	1 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の有効期間を確認しているか。		基準省令第3条の10第1項 予防基準省令第14条第1項 基準解釈通知第3-1-4（5）	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録 等														
	2 被保険者証に、法第七十八条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。		基準省令第3条の10第2項 予防基準省令第14条第2項 基準解釈通知第3-1-4（5）															

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
4 要介護(要支援)認定の申請に係る援助	1 要介護(要支援)認定を受けていない利用申込者については、要介護(要支援)認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		基準省令第3条の11第1項 予防基準省令第15条第1項 基準解釈通知第3-1-4(6)	・申請援助に関する記録
	2 要介護(要支援)認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護(要支援)認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。		基準省令第3条の11第2項 予防基準省令第15条第2項 基準解釈通知第3-1-4(6)	
5 入居者・退去者への対応	1 要介護者(要支援者)であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。		基準省令第94条 予防基準省令第74条 基準解釈通知第3-5-4(1)	・申請援助に関する記録
	2 入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしているか。			
	3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。			
	4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。			
	5 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。			
	6 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。			
6 サービスの提供の記録	1 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。		基準省令第95条 予防基準省令第75条 基準解釈通知第3-5-4(2)	・申請援助に関する記録
	2 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。			

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
7 利用料等の受領・食材費・日常生活費等	1 法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護（予防）サービス費用基準額から当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護（予防）サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。		基準省令第96条 予防基準省令第76条 基準解釈通知第3-5-4(3)	・申請援助に関する記録
	2 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護（予防）サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。			
	3 前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けているか。 一 食材料費 二 理美容代 三 おむつ代 四 前三号に掲げるもののほか、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの			
	4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。			
8 保険給付の請求のための証明書の交付	1 利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		基準省令第3条の20 予防基準省令第23条 基準解釈通知第3-1-4(14)	・証明書発行記録
9 認知症対応型共同生活介護の取扱方針	1 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。		基準省令第97条第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 基準解釈通知第3-5-4(4) ①②③	・申請援助に関する記録
	2 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。			
	3 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。			
	4 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。			
	5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。			
	6 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。			
10 身体拘束の禁止	1 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。		基準省令第97条第7項 予防基準省令第77条 基準解釈通知第3-5-4(4) ④⑤⑥	・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合）
	一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	☐		
	二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	☐		
	三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	☐		
11 外部評価の実施	1 自らその提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。 一 外部の者による評価 二 運営推進会議における評価		基準省令第97条第8項 予防基準省令第86条第2項 基準解釈通知第3-5-4(4) ⑦	・自己評価及び外部評価結果

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
12 認知症対応型共同生活介護計画の作成	1 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。		基準省令第98条 基準解釈通知第3-5-4(5)	・認知症対応型共同生活介護計画
	2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。			
	3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。			
	4 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。			
	5 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。			
	6 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。			
	7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更時においても行っているか。			
13 介護の内容	1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。		基準省令第99条 予防基準省令第88条 基準解釈通知第3-5-4(6) 第4-3-3(3)	
	2 利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。			
	3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。			
14 社会生活の支援	1 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。		基準省令第100条 予防基準省令第89条 基準解釈通知第3-5-4(7) 第4-3-3(4)	
	2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。			
	3 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。			
15 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。		予防基準省令第86条第1項 第86条第3項 基準解釈通知第4-3-3(1)	
	2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。			
	3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。			
	4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。			

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)				
16 指定介護 予防認知 症対応型 共同生活 介護の具 体的取扱 方針	1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。		予防基準省令 第87条第1項第1号 第87条第1項第2号 第87条第1項第3号 第87条第1項第4号 第87条第1項第5号 第87条第1項第6号 第87条第1項第7号 第87条第1項第8号 第87条第1項第9号 第87条第1項第10号 第87条第1項第11号 基準解釈通知 第4-3-3(2)	・介護予防認知症対応型共同生活介護計画				
	2 計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。							
	3 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。							
	4 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。							
	5 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。							
	6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。							
	7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。							
	8 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。							
	9 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。							
	10 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。							
17 利用者の 不正行為 等の通知	1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。		基準省令 第3条の26第1項 予防基準省令 第24条 基準解釈通知 第3-1-4(18)					
	<table><tr><td>1</td><td>正当な理由なしに指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき）。</td><td>☐</td></tr><tr><td>2</td><td>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</td><td>☐</td></tr></table> 基準第3条の26は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。	1			正当な理由なしに指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき）。	☐	2	偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
1	正当な理由なしに指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき）。	☐						
2	偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	☐						

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)																								
18 緊急時の対応	1 現に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。		基準省令第80条第1項 予防基準省令第56条 基準解釈通知第3-4-4（12）	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録																								
19 運営規程	1 共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 <table><tr><td>一</td><td>事業の目的及び運営の方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>二</td><td>従業者の職種、員数及び職務内容</td><td>☐</td></tr><tr><td>三</td><td>利用定員</td><td>☐</td></tr><tr><td>四</td><td>指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</td><td>☐</td></tr><tr><td>五</td><td>入居に当たっての留意事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>六</td><td>非常災害対策</td><td>☐</td></tr><tr><td>七</td><td>虐待の防止のための措置に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>八</td><td>その他運営に関する重要事項</td><td>☐</td></tr></table>	一	事業の目的及び運営の方針	☐	二	従業者の職種、員数及び職務内容	☐	三	利用定員	☐	四	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	☐	五	入居に当たっての留意事項	☐	六	非常災害対策	☐	七	虐待の防止のための措置に関する事項	☐	八	その他運営に関する重要事項	☐		基準省令第102条 予防基準省令第79条 基準解釈通知第3-5-4（8）	・運営規程
一	事業の目的及び運営の方針	☐																										
二	従業者の職種、員数及び職務内容	☐																										
三	利用定員	☐																										
四	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	☐																										
五	入居に当たっての留意事項	☐																										
六	非常災害対策	☐																										
七	虐待の防止のための措置に関する事項	☐																										
八	その他運営に関する重要事項	☐																										
20 管理者の責務	1 管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 2 管理者は、従業者に運営基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		基準省令第28条第1項 予防基準省令第26条第1項 基準解釈通知第2-2-3（4） 基準省令第28条第2項 予防基準省令第26条第2項 基準解釈通知第2-2-3（4）	・業務日誌等																								
21 勤務体制の確保	1 利用者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。 3 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 4 適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 <table><tr><td></td><td>事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発</td><td></td></tr><tr><td>①</td><td>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</td><td>☐</td></tr></table>		事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発		①	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること	☐	②	相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。	☐	基準省令第103条 予防基準省令第80条 基準解釈通知第3-5-4（9） 第3-1-4（22）⑥	・雇用の形態(常勤・非常勤)が分かる文書 ・資格を有しない者の確認 ・研修計画、実施記録 ・勤務実績表(勤務実績が確認できるもの) ・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 ・相談記録 等																
	事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発																											
①	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること	☐																										
②	相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談(苦情を含む)に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。	☐																										

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)																								
22 業務継続計画の策定等	1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。		基準省令第3条の30の2第1項 予防基準省令第28条の2第1項 基準解釈通知第3-5-4(12)①	・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録 等																								
	2 業務継続計画には「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、以下の項目について記載しているか。 <table><tr><td colspan="3">① 感染症に係る業務継続計画</td></tr><tr><td>a</td><td>平時からの備え</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>初動対応</td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>感染拡大防止体制の確立</td><td>☐</td></tr><tr><td colspan="3">② 災害に係る業務継続計画</td></tr><tr><td>d</td><td>平常時の対応</td><td>☐</td></tr><tr><td>e</td><td>緊急時の対応</td><td>☐</td></tr><tr><td>f</td><td>他施設及び地域との連携</td><td>☐</td></tr></table>	① 感染症に係る業務継続計画			a	平時からの備え	☐	b	初動対応	☐	c	感染拡大防止体制の確立	☐	② 災害に係る業務継続計画			d	平常時の対応	☐	e	緊急時の対応	☐	f	他施設及び地域との連携	☐		基準省令第3条の30の2第1項 予防基準省令第28条の2第1項 基準解釈通知第3-5-4(12)②	
	① 感染症に係る業務継続計画																											
	a	平時からの備え	☐																									
	b	初動対応	☐																									
	c	感染拡大防止体制の確立	☐																									
② 災害に係る業務継続計画																												
d	平常時の対応	☐																										
e	緊急時の対応	☐																										
f	他施設及び地域との連携	☐																										
3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上、及び新規採用時）に実施しているか。また、研修の実施内容についても記録しているか。		基準省令第3条の30の2第2項 予防基準省令第28条の2第2項 基準解釈通知第3-5-4(12)③④																										
4 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		基準省令第3条の30の2第3項 予防基準省令第28条の2第3項																										
23 定員の遵守	1 入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。		基準省令第104条 予防基準省令第81条	・業務日誌 ・国保連への請求書控え																								
24 非常災害対策	1 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。		基準省令第82条の2 予防基準省令第58条の2 基準解釈通知第3-4-4(16)	・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・避難・救出等訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出																								
	2 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。																											

自主点検項目	評 価 事 項	評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)					
25 衛生管理等	1 施設、食器、その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に努めているか。		基準省令第33条 予防基準省令第31条 基準解釈通知第3-2-2-3(9)	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録					
	<table><tr><td>1</td><td>指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>2</td><td>空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</td><td>☐</td></tr></table>	1			指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。	☐	2	空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	☐
	1	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。	☐						
	2	空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	☐						
2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。									
<table><tr><td>1</td><td>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</td><td>☐</td></tr><tr><td>2</td><td>感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。</td><td>☐</td></tr></table>	1	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	☐	2	感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。	☐			
1	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	☐							
2	感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。	☐							

自主点検項目	評 価 事 項				評価	根拠法令等	摘 要 (確認書類等)
25 衛生管理等 (続き)		3	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	☐		基準省令第33条 予防基準省令第31条 基準解釈通知第3-2-2-3(9)	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録
26 協力医療機関等	1	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。				基準省令第105条 予防基準省令第82条 基準解釈通知第3-5-4(10)	・協力医療機関等との契約書 ・協力医療機関に関する届出書
	2	前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。					
		1	利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。	☐			
		2	当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	☐			
	3	一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出ているか。					
	4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。					
	5	協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。					
	6	利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めているか。					
	7	あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。					
	8	サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。					

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)										
27 掲示	1 事業所の見やすい場所に必要事項が掲示されているか。 <table><tr><td>① 運営規程の概要</td><td>☐</td></tr><tr><td>(介護予防) 認知症対応型共同生活介護従業者の勤務体制(職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない)</td><td>☐</td></tr><tr><td>③ 事故発生時の対応</td><td>☐</td></tr><tr><td>④ 苦情処理の体制</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 等</td><td>☐</td></tr></table> ※ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	① 運営規程の概要	☐	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護従業者の勤務体制(職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない)	☐	③ 事故発生時の対応	☐	④ 苦情処理の体制	☐	⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 等	☐		基準省令第3条の32 予防基準省令第32条 基準解釈通知第3-1-4 (25)	
	① 運営規程の概要	☐												
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護従業者の勤務体制(職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない)	☐													
③ 事故発生時の対応	☐													
④ 苦情処理の体制	☐													
⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 等	☐													
2 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載しているか。														
28 秘密保持等	1 指定(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。		基準省令第3条の33第1項 第3条の33第2項 第3条の33第3項 予防基準省令第33条第1項 第33条第2項 第33条第3項 基準解釈通知第3-1-4 (26)	・個人情報同意書 ・従業者の秘密保持誓約書										
	2 指定(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置(誓約書を徴す、就業規則等に違約金を規定するなど)を講じているか。													
	3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。													
29 広告	1 虚偽または誇大な広告をしていないか。		基準省令第3条の34 予防基準省令第34条	・パンフレット/チラシ ・Web広告										
30 指定居宅介護支援(介護予防支援)事業者に対する利益供与の禁止	1 居宅介護支援(介護予防支援)事業者等又はその従業者に対して、要介護(要支援)被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		基準省令第106条 予防基準省令第83条 基準解釈通知第3-5-4 (11)											
	2 指定(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援(介護予防支援)事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。													
31 苦情処理	1 苦情を申し出るための措置 (1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、以下の措置を講じているか。 <table><tr><td>① 苦情処理の体制があるか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>② 苦情対応マニュアル等を作成しているか。 ※相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>③ 上記内容を重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 ※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要がある。</td><td>☐</td></tr></table>	① 苦情処理の体制があるか。	☐	② 苦情対応マニュアル等を作成しているか。 ※相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。	☐	③ 上記内容を重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 ※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要がある。	☐		基準省令第3条の36第1項 予防基準省令第36条第1項 基準解釈通知第3-1-4 (28) ① ② 市条例第6条	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル 等				
	① 苦情処理の体制があるか。	☐												
	② 苦情対応マニュアル等を作成しているか。 ※相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。	☐												
	③ 上記内容を重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。 ※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要がある。	☐												
	2 事業所が苦情を受け付けた場合 (1) 指定(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ※ 記録の保存期間は、その完結の日から5年間													
(2) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。														
(3) 指定(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定(介護予防) 認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなっているか。														

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)																													
31 苦情処理 (続き)	3 市町村が苦情を受け付けた場合 (1) 自ら提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会があった場合は、その調査に協力しているか。		基準省令 第3条の36第3項 第3条の36第4項 予防基準省令 第36条第3項 第36条第4項 基準解釈通知 第3-1-4 (28) ③																														
	(2) 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。市町村からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を報告しているか。																																
	(3) 国保連から求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を報告しているか。		基準省令 第3条の36第6項 予防基準省令 第36条第6項 基準解釈通知 第3-1-4 (28) ③																														
32 事故発生 時の対応	1 事故発生の予防等 事故が発生した場合に備え、次の対応をしているか。 <table><tr><td>①</td><td>事故対応マニュアルを作成している。 (事故が起きたときの連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲 等、事故が発生した場合の対処方法)</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。又は、賠償するための資金を確保している。</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</td><td>☐</td></tr></table>	①	事故対応マニュアルを作成している。 (事故が起きたときの連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲 等、事故が発生した場合の対処方法)	☐	②	事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。又は、賠償するための資金を確保している。	☐	③	事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	☐		基準省令 第3条の38第1項 予防基準省令 第37条第1項 基準解釈通知 第3-1-4 (30)	・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの																				
	①	事故対応マニュアルを作成している。 (事故が起きたときの連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲 等、事故が発生した場合の対処方法)	☐																														
	②	事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入している。又は、賠償するための資金を確保している。	☐																														
③	事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	☐																															
2 事故が発生した場合 事故が発生した場合、次の対応をしているか。 ※ 参照：介護保険事業者等の事故発生時における報告取扱要領 (標準例) 【和歌山県】[きのくに介護ネット] 事故発生時の対応（報告） https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/jiko/jiko.html <table><tr><td>①</td><td>利用者及びその家族に対して、速やかに事故概要及び状況説明等を行っている。</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>以下の事故が発生した場合、速やかに市町村に報告している。 <table><tr><td>a</td><td>サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガ (医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故)</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>食中毒及び感染症、結核等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>d</td><td>利用者による法令違反、不祥事等</td><td>☐</td></tr><tr><td>e</td><td>火災等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>f</td><td>その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの</td><td>☐</td></tr></table></td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>事故の状況及び事故に際して採った措置について記録している。(完結の日から5年間保存)</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っている。</td><td>☐</td></tr></table>	①	利用者及びその家族に対して、速やかに事故概要及び状況説明等を行っている。	☐	②	以下の事故が発生した場合、速やかに市町村に報告している。 <table><tr><td>a</td><td>サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガ (医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故)</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>食中毒及び感染症、結核等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>d</td><td>利用者による法令違反、不祥事等</td><td>☐</td></tr><tr><td>e</td><td>火災等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>f</td><td>その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの</td><td>☐</td></tr></table>	a	サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガ (医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故)	☐	b	食中毒及び感染症、結核等の発生	☐	c	職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生	☐	d	利用者による法令違反、不祥事等	☐	e	火災等の発生	☐	f	その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの	☐	☐	③	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録している。(完結の日から5年間保存)	☐	④	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っている。	☐		基準省令 第3条の38第1項 予防基準省令 第37条第1項	
①	利用者及びその家族に対して、速やかに事故概要及び状況説明等を行っている。	☐																															
②	以下の事故が発生した場合、速やかに市町村に報告している。 <table><tr><td>a</td><td>サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガ (医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故)</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>食中毒及び感染症、結核等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>d</td><td>利用者による法令違反、不祥事等</td><td>☐</td></tr><tr><td>e</td><td>火災等の発生</td><td>☐</td></tr><tr><td>f</td><td>その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの</td><td>☐</td></tr></table>	a	サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガ (医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故)	☐	b	食中毒及び感染症、結核等の発生	☐	c	職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生	☐	d	利用者による法令違反、不祥事等	☐	e	火災等の発生	☐	f	その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの	☐	☐													
a	サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガ (医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故)	☐																															
b	食中毒及び感染症、結核等の発生	☐																															
c	職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生	☐																															
d	利用者による法令違反、不祥事等	☐																															
e	火災等の発生	☐																															
f	その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの	☐																															
③	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録している。(完結の日から5年間保存)	☐																															
④	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っている。	☐																															
	3 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。		基準省令 第3条の38第2項 予防基準省令 第37条第2項 市条例第6条																														
	4 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		基準省令 第3条の38第3項 予防基準省令 第37条第3項																														

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)																								
33 虐待の防止	1 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 <table><tr><td>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果について、(介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図っているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待の発生を分析し、再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</td><td>☐</td></tr></table>	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果について、(介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図っているか。	☐	・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること	☐	・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること	☐	・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	☐	・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること	☐	・ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	☐	・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	☐	・ 虐待の発生を分析し、再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	☐		基準省令第3条の38の2第1号 予防基準省令第37条の2第1号 基準解釈通知第3-5-4(14)①	・ 委員会の開催記録 ・ 虐待の発生、再発防止の指針 ・ 研修及び訓練計画、実施記録 ・ 担当者を設置したことが分かる文書等								
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果について、(介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図っているか。	☐																										
・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること	☐																											
・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること	☐																											
・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	☐																											
・ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること	☐																											
・ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	☐																											
・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	☐																											
・ 虐待の発生を分析し、再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	☐																											
	<table><tr><td>② 虐待の防止のため、次のような項目を盛り込み、指針を整備しているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 成年後見制度の利用支援に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>③ (介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上、及び新規採用時)に実施しているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>④ 上記の①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</td><td>☐</td></tr></table>	② 虐待の防止のため、次のような項目を盛り込み、指針を整備しているか。	☐	・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	☐	・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	☐	・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	☐	・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	☐	・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	☐	・ 成年後見制度の利用支援に関する事項	☐	・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	☐	・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	☐	・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	☐	③ (介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上、及び新規採用時)に実施しているか。	☐	④ 上記の①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	☐		基準省令第3条の38の2第2号 第3条の38の2第3号 第3条の38の2第4号 予防基準省令第37条の2第2号 第37条の2第3号 第37条の2第4号 基準解釈通知第3-5-4(14)②③④	
② 虐待の防止のため、次のような項目を盛り込み、指針を整備しているか。	☐																											
・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	☐																											
・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	☐																											
・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	☐																											
・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	☐																											
・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	☐																											
・ 成年後見制度の利用支援に関する事項	☐																											
・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	☐																											
・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	☐																											
・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	☐																											
③ (介護予防)認知症対応型共同生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上、及び新規採用時)に実施しているか。	☐																											
④ 上記の①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	☐																											
34 市町村の調査への協力	1 利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		基準省令第84条 予防基準省令第60条																									

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
35 地域との連携等	1 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置しているか。 次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。		基準省令第34条第1項 予防基準省令第39条第1項 基準解釈通知第3-2-2-3 (10) ① 第3-1-4 (29) ①	・運営推進会議の記録
	2 おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。			
	3 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 ※ 記録の保存期間は、その完結の日から5年間とする。 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。 ☐		基準省令第34条第2項 予防基準省令第39条第2項 基準解釈通知第3-2-2-3 (10) ② 市条例第6条	
	4 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。		基準省令第34条第3項 予防基準省令第39条第3項 基準解釈通知第3-2-2-3 (10) ③	
	5 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力しているか。		基準省令第34条第4項 予防基準省令第39条第4項 基準解釈通知第3-2-2-3 (10) ④ 第3-1-4 (29) ④	
36 会計の区分	1 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 ※ 具体的な会計処理方法については、次の通知による。 ・ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（H13. 3. 28 老振発第18号） ・ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（H24. 3. 29 老高発0329第1号） ・ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（H12. 3. 10 老計第8号）		基準省令第3条の39 予防基準省令第38条 基準解釈通知第3-1-4 (32)	・会計関係書類
37 安全・質の確保・負担軽減委員会設置	1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しているか。 ※令和9年3月31日まで経過措置あり。		基準省令第86条の2 予防基準省令第62条の2 基準解釈通知第3-4-4 (20)	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の記録

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)																			
38 記録の整備	1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。		基準省令第107条第1項 予防基準省令第84条1項	・従業者に関する諸記録 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類																			
	2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ※ 記録の区分毎の「その完結の日」の定義の詳細については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、同項第6号の記録については、基準第34条第1項の運営推進会議を開催し、同条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。 <table><tr><td>①</td><td>（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>提供した具体的なサービスの内容等の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>市町村への通知に係る記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>苦情の内容等の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑥</td><td>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑦</td><td>報告、評価、要望、助言等の記録</td><td>☐</td></tr></table> ※ なお、田辺市においては、記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間としている。	①	（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画	☐	②	提供した具体的なサービスの内容等の記録	☐	③	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	☐	④	市町村への通知に係る記録	☐	⑤	苦情の内容等の記録	☐	⑥	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	⑦	報告、評価、要望、助言等の記録	☐	基準省令第107条第2項 予防基準省令第84条第2項 基準解釈通知第3-2-2-3(13) 市条例第6条
①	（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画	☐																					
②	提供した具体的なサービスの内容等の記録	☐																					
③	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	☐																					
④	市町村への通知に係る記録	☐																					
⑤	苦情の内容等の記録	☐																					
⑥	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐																					
⑦	報告、評価、要望、助言等の記録	☐																					
39 電磁的記録等 (参考)	1 作成、保存その他これらに類するもののうち、省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(被保険者証に関する者並びに以下2に示すものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。		基準省令第183条第1項 予防基準省令第90条第1項 基準解釈通知第5-1																				
	2 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た上で、書面に代えて、以下①から⑤に示す電磁的方法によることができる。 ① 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 ④ その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ⑤ 電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		基準省令第183条第2項 予防基準省令第90条第2項 基準解釈通知第5-2																				

自主点検項目	評価事項	評価	根拠法令等	摘要 (確認書類等)
40 設備及び備品等	1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）としているか。		基準省令第93条 予防基準省令第73条 基準解釈通知第3-5-3	・平面図
	2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。			
	3 1の居室の定員は、1人としているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。			
	4 1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としているか。			
	5 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。 ※同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。			
	6 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されている地域であるか。			

第4 変更の届出等

項 目	評 価 事 項	評 価	根拠法令等
1 変更、再開の届出	1 下記の内容について、変更が生じた場合、変更した日から10日以内に市に変更届出書を提出しているか。 ・ 事業所の名称及び所在地 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 登記事項証明書又は条例等(地域密着型通所介護に関する事項のみ) ・ 事業所の平面図 ・ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ・ 運営規程 ・ 利用者・入所者等の定員 ※ 事業所の所在地、建物の構造・専用区画等、運営に大きな影響のある変更や再開については、事前に(変更日の2週間前までに)田辺市やすらぎ対策課指導係に事前協議をしてください。		法 第78条の5第1項 法施行規則 第131条の13第1項 第6号 法 第115条の15第1項 法施行規則 第140条の30第1項 第3号
	2 休止した当該事業を再開したときは、10日以内に市に再開届出書を提出しているか。		法 第78条の5第1項 法 第115条の15第1項
2 廃止、休止の届出(事前)	1 当該事業を廃止または休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1か月前までに、廃止・休止届出書を市に提出しているか。		法 第78条の5第2項 法施行規則 第131条の13第4項 法 第115条の15第1項 法施行規則 第140条の30第4項

第5 介護給付費関係

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要 (確認書類等)	
1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護費の算定	以下の算定表の内容により算定を行っているか。		報酬告示別表 5	
	1 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)(単位)			
	各基本報酬	要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5		予防報酬告示別表 3
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護費Ⅰ	761 765 801 824 841 859		
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護費Ⅱ	749 753 788 812 828 845		
	短期利用(介護予防)認知症対応型共同生活介護費Ⅰ	789 793 829 854 870 887		
	短期利用(介護予防)認知症対応型共同生活介護費Ⅱ	777 781 817 841 858 874		
	2 単数処理			
	① 単位数算定の際の端数処理	単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っているか。		
	② 金額換算の端数処理	算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数があるときは、端数を切り捨てているか。		

介護給付費部分(加算・減算等)については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 各種加算等自己点検シート【(介護予防)認知症対応型共同生活介護費】 ※令和6年度制度改正反映